

雲仙・南島原保健組合契約規則

平成 18 年 3 月 24 日
規則第 12 号

改正 平成 26 年 9 月 29 日規則第 1 号
令和 2 年 8 月 28 日規則第 7 号

平成 29 年 4 月 3 日規則第 1 号

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 一般競争入札 (第 2 条～第 19 条)
- 第 3 章 指名競争入札 (第 20 条～第 23 条)
- 第 4 章 随意契約 (第 24 条～第 26 条)
- 第 5 章 せり売り (第 27 条)
- 第 6 章 契約の締結及び履行の確認 (第 28 条～第 58 条)
- 第 7 章 工事請負 (第 59 条～第 68 条)
- 第 8 章 物件の売買 (第 69 条・第 70 条)
- 第 9 章 雑則 (第 71 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 組合が行う売買、貸借、請負その他の契約については、別に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

第 2 章 一般競争入札

(参加者の資格)

第 2 条 管理者は、特別の理由がある場合を除くほか、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者を一般競争入札に参加させることができない。

2 管理者は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があった後 2 年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人・支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし又は物件の品質若しくは数量について不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げるために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 2 3 4 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由なく契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人・支配人その他の使用人として使用した者

第3条 管理者は、前条に定めるもののほか、必要があるときは一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ契約の種類及び金額に応じ、工事・製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。

2 管理者は、前項の規定により資格を定めたときは、速やかに公示するものとする。

(一般競争入札の公告)

第4条 管理者は、一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前までに組合の掲示場に掲示し、かつ、必要があると認めるときは、新聞その他の方法により公告するものとする。ただし、急を要するときは、その期日を5日前までに短縮することができる。

2 前項の規定による公告には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 入札に付そうとする事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格
- (3) 契約条項を示す日時及び場所
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 無効入札に関する事項
- (7) 前各号のほか特に必要と認める事項

(一般競争入札の入札保証金)

第5条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札見積金額の100分の3以上の入札保証金を入札前に納めなければならない。

(入札保証金に代わる担保)

第6条 管理者は、入札保証金の納付に代え、国債若しくは地方債又は次に掲げる有価証券等を担保として提供させることができる。

- (1) 銀行支払保証付小切手
- (2) 銀行又は管理者が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関）が引受保証若しくは裏書した手形
- (3) 郵便為替証書及び定期預金証書（質権設定をしたもの）
- (4) 鉄道債券・電信電話債券その他政府保証のある債券
- (5) 金融債券及び確実と認める社債

2 前項に規定する担保の価格は、国債及び地方債並びに同項第1号から第3号までに掲げる有価証券にあってはその額面金額とし、同項第4号及び第5号に掲げる有価証券にあっては額面金額の8割に相当する金額とする。

(入札保証金の納付の免除)

第7条 管理者は、次の各号の一に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 入札に参加しようとする者が保険会社との間に組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 第3条に規定する資格を有する者で、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を、2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

2 管理者は、前項第1号の規定により入札保証金を納めさせないときは、当該入札保証保険契約に係る保険証書を提出させなければならない。

(入札保証金の還付)

第8条 入札保証金は開札が終了したとき又は組合の都合により入札の執行を延期し、中止し若しくは取り消したときに還付する。ただし、落札者に対しては、契約保証金を納付する際に還付する。

2 落札者の入札保証金は、契約保証金に充てることができる。

3 入札保証金には利子を付さない。

(一般競争入札の入札方法)

第9条 入札しようとする者は、入札書に必要な事項を記載し、封緘の上記名押印し、管理者の指定する書類及び入札保証金とともに指定の日時まで、指定の場所に提出しなければならない。

2 代理人をして入札させようとする場合は、入札前に委任状を管理者に提出しなければならない。

3 入札者は、入札書の記載事項について訂正したときは、訂正印を押さなければならない。

4 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(予定価格の作成)

第10条 管理者は、一般競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書・設計書等によって予定し、その予定価格を記載した予定価格書を封書にして、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

(予定価格の決定方法)

第10条の2 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修繕、加工、売買供給又は使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、当該契約の目的となる物件又は役務の取引について実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡及び履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(予定価格の設定者)

第10条の3 前2条の規定により、工事（土木建築工事に関する設計、調査及び測量を含む。）又は製造の請負及び物件の買入れに関する競争入札の予定価格を設定する者は、管理者又は副管理者若しくは事務局長とする。

2 その他の競争入札の予定価格の設定者については、管理者が別に定めるところによる。

(開札)

第11条 管理者は、公告に示した開札の場所及び日時に入札者を立ち合わせて開札しなければならない。この場合において、入札者が立ち合わないときは、当該入札事務に係りのない職員を立ち合わせなければならない。

(無効入札)

第12条 次に掲げる各号の一に該当する場合は、その入札は無効とする。

- (1) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定又は管理者の定めた入札条件に違反したとき。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項に対し、2通以上の入札をしたとき。
- (4) 入札者が他人の代理を兼ね又は2人以上の入札を代理したとき。
- (5) 入札者が連合して入札したと認めたとき。
- (6) 入札に際して不正の行為をしたとき。
- (7) 入札者の納付した入札保証金が所定の額に達しないとき。
- (8) 入札書に記名押印がないときその他必要な記載事項を確認できないとき。

(入札の排除等)

第13条 管理者は、入札者のうち次の各号の一に該当する者がいるときは、この者の入札を排除し、入札場外に退去させることができる。

- (1) 入札に当たって、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し若しくは不正の利益を得るために連合したと認められる者
- (2) 入札者がその場所で契約を締結することを妨げた者

(落札者の決定)

第14条 管理者は、落札者の決定をしたときは、その旨を落札者に通知しなければならない。

(同価入札の処理)

第15条 管理者は、落札となるべく同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定しなければならない。この場合

において当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合)

第16条 一般競争入札により工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者の当該入札に係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者としないうで、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とするときは、意見を付した文書により上司の意見を求めて落札者を決定しなければならない。

2 前項の規定により落札者を決定したときは、最低の価格をもって入札した者で落札者とならなかった者に、必要な通知をするとともにその他の者にも落札者が決定した旨を通知しなければならない。

3 一般競争入札により工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることができる。

(最低制限価格)

第17条 管理者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項に規定する最低制限価格を設ける場合には、第10条の規定により決定した予定価格の3分の2を下らない範囲内において定めなければならない。

2 前項の規定により最低制限価格を定めたときは、予定価格書に併記しなければならない。

(再度入札)

第18条 第11条の規定により開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないとき（前条の規定により最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき。）は、直ちに、再度の入札に付することができる。

(再度公告)

第19条 管理者は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を締結しない場合において、更に入札に付そうとするときは、第4条の公告の期間を5日までに短縮することができる。

第3章 指名競争入札

(指名競争入札に付することができる場合)

第20条 次の各号に掲げる場合は、指名競争入札に付することができる。

- (1) 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約で、その性質又は目的が一般競争入札に不相当と認めるとき。
- (2) その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が、一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- (3) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

(指名競争入札に参加する者の資格)

第21条 第2条の規定は、指名競争入札に参加する者の資格について準用する。

- 2 管理者は、前項に定めるもののほか、指名競争入札に参加する者に必要な資格として、工事又は製造の請負、物件の買入れその他管理者が定める契約について、あらかじめ契約の種類及び金額に応じ、第3条第1項に規定する事項を要件とする資格を定めるものとする。
- 3 第3条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(指名競争入札に参加する者の指名等)

第22条 管理者は、指名競争入札により、契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから原則として3以上の者を指名しなければならない。

- 2 前項の場合においては、管理者は、第4条第1号及び第3号から第6号までに掲げる事項をその指名する者に通知しなければならない。

(準用)

第23条 第5条から第18条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。

第4章 随意契約

(随意契約をすることができる場合)

第24条 次の各号に掲げる場合は、随意契約によることができる。

- (1) 不動産の買入れ又は借入れ若しくは物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- (2) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- (3) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (4) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- (5) 競争入札に付し入札者がいないとき又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- (6) 落札者が契約を締結しないとき。
- (7) 予定価格が1,300,000円を超えない工事又は製造の請負をするとき。
- (8) 予定価格が800,000円を超えない財産の買入れをするとき。

- (9) 予定賃借料の年額又は総額が40万円を超えない物件の借入れをするとき。
 - (10) 予定代価が30万円を超えない財産の売却をするとき。
 - (11) 予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超えない物件の貸付をするとき。
 - (12) 第7号から前号までに掲げるもの以外の契約で、その予定価格が50万円を超えないとき。
- 2 前項第5号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
- 3 第1項第6号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内であるものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。
- 4 前2項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができることに限り、当該価格又は当該金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

(見積書の徴収)

第25条 管理者は、随意契約によろうとするときは、原則として2以上の者から見積書を提出させるものとする。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

- (1) 季節がある生産物又は腐敗のおそれがある物件で見積書をとる暇がないとき。
- (2) 官報その他のもので価格が確定し、見積書をとる必要がないとき。
- (3) その他特別の事情があるとき。

(準用)

第26条 第2条、第3条、第10条から同条の3まで、第14条及び第15条の規定は、随意契約の場合に準用する。ただし、第10条から同条の3までの規定は第24条第1項第7号から同項第12号までの規定によるものについては準用しない。

第5章 せり売り

第27条 管理者は、動産の売払について、せり売りに適していると認めるときは、せり売りに付することができる。

2 第2条から第4条まで、第6条及び第7条の規定は、前項の場合に準用する。

第6章 契約の締結及び履行の確認

(締結の期限)

第28条 落札者は、落札の決定の通知を受けた日から7日以内に契約保証金を納付し、契約を締結しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、その期限を延長することができる。

2 落札者が前項の期限までに契約を締結しないときは、落札者としての権利を失う。この場合において、入札保証金は、還付しない。ただし、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成7年雲仙・南島原保健組合条例第29号）第2条に規定する契約の締結期間は、議会の議決を経てその通知を受けた日から7日以内とする。

（契約書）

第29条 管理者は、契約を締結するときは、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次の各号に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約履行の場所
- (2) 契約代金の支払の時期及び前金払、部分払についての特約
- (3) 監督又は検査
- (4) 履行の遅滞の場合における違約金その他損害金
- (5) 危険負担
- (6) かし担保の責任
- (7) 契約に関する紛争の解決方法
- (8) 保証全額及び契約違反の場合における保証金の処分
- (9) その他必要な事項

2 管理者は、契約書に関し必要があるときは、その標準となるべき書式を別に定めるものとする。

3 前項の書式が定められたときは、当該書式に準拠して契約書を作成するものとする。

4 契約は、契約の当事者が共に当該契約書に記名押印しなければ確定しないものとする。

5 組合と契約をした者（以下「契約者」という。）は、契約者に附属する内訳書・仕様書又は図面等に明記していなくても、工事上必要欠くことのできないものについては、監督員の指示に従い、契約者の負担をもってこれを施行しなければならない。

（契約書作成の省略）

第30条 管理者は、前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、契約書の作成を省略し、請書又は承諾書をもって前条の契約書に代えることができる。

- (1) 工事又は製造の請負で1件130万円を超えない随意契約をするとき及びその他の契約で1件50万円を超えない随意契約をするとき。
- (2) せり売りに付するとき。

- (3) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取る
とき。
- (4) すでに締結した契約を変更するとき。
- (5) 電気通信事業者から電気通信役務の提供を受けるとき。
- (6) 電気事業者・ガス事業者又は水道事業者から電気・ガス又は水の供給を受け
るとき。
- (7) 前各号に定めるもののほか、管理者が必要がないと認めるとき。

(請書の徴収)

第31条 管理者は、前条の規定により、契約書の作成を省略する場合において、
前条第1号(工事の場合に限る。)及び第4号の規定に該当するものについては、
請書を徴するものとする。

(議会の議決を要する契約の締結)

第32条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条
の規定に基づく契約については、議会の議決を経たときに本契約を締結すること
を内容とする契約を締結しなければならない。ただし、議会の議決を経た後に行
う場合は、この限りでない。

(契約保証金)

第33条 管理者は、契約を締結する者に契約金額の100分の10以上の契約保
証金を納めさせなければならない。

- 2 契約金額を変更した場合においては、その割合により契約保証金を納付させ又
は還付することができる。

(契約保証金に代わる担保)

第34条 契約保証金の納付に代えて提供させることのできる担保は、次に掲げる
とおりとする。

- (1) 銀行並びに管理者が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業
に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会
社の保証
- (2) 国債、地方債その他管理者が認める有価証券

- 2 前項第2号の規定による有価証券の価値は、第6条第2項の規定を準用する。

(契約保証金の免除)

第35条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、契約保証金の全部又は一部
を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に組合を被保険者とした履行保証保険契約
を締結したとき。
- (2) 契約の相手から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

- (3) 第3条に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において又は確実な担保が提供されるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (6) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (7) 国又は他の地方公共団体と契約を締結するとき。
- 2 管理者は、前項第1号及び第2号の規定により契約保証金を納めさせないときは、当該契約に係る証書を提出させなければならない。
- （契約保証金の帰属）
- 第36条 契約者がその義務を履行しないときは、契約に別段の定めがある場合を除き、契約保証金（契約保証金に代えて提供された有価証券を含む。以下同じ。）は、組合に帰属する。
- （契約保証金の還付）
- 第37条 契約保証金は、契約履行後に還付する。ただし、契約による担保義務が終了するまでその全部又は一部を保留することができる。
- （遅延賠償金）
- 第38条 契約者が契約の履行を遅滞したときは、その遅延日数に応じて契約金額（既済部分又は既納部分による支払がある場合は、当該支払額を控除した金額）に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められた政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した金額を遅延賠償金として徴収する。ただし、天災その他の理由により管理者がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。
- 2 前項の遅延賠償金は、契約代金を支払う際に徴収するものとする。
- （権利義務の譲渡の禁止）
- 第39条 契約者は、契約に関する権利又は義務を他人に譲渡し又は担保に供してはならない。ただし、管理者の承認を得たときは、この限りでない。
- （契約の変更）
- 第40条 管理者は、必要があると認めるときは、契約の内容を変更し又は義務の履行の中止を命ずることができる。
- 第41条 前条の規定により契約の内容を変更した場合において、契約金額を増減する必要があるときは、変更契約金額は、次の算式により算定した額とする。

$$\frac{\text{変更設計額} \times \text{元請負額}}{\text{元設計額}} = \text{変更請負額}$$

(契約の解除)

第42条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 第38条の規定により違約金を徴収する場合を除くほか、契約期限までに契約を履行しなかったとき。
 - (2) 契約期限までに契約の履行の見込みがないと認めるとき。
 - (3) 契約の履行に当たり不正の行為があったとき。
 - (4) 正当な理由なしに契約履行の着手期日を過ぎても着手しないとき。
 - (5) 契約解除の申出があったとき。
 - (6) 契約者から監督若しくは検査を命ぜられた職員が、地方自治法第234条の2第1項の規定により行う監督又は検査に際し、その職務執行を妨げたとき。
 - (7) 前各号に定めるもののほか、契約者又はその代理人・支配人若しくは使用人が契約事項に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき。
- 2 前項の規定により契約を解除したときは、その旨を契約者に通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、組合に帰属する。
- 4 第1項の規定により、契約を解除したときは、既済部分、既納部分及び現場に搬入した工事材料のうち検査員の検査に合格したものに対しては、別に定める方法により算定して得た金額を交付して、これを組合の所有とすることができる。ただし、契約者が管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(履行の届出及び中間検査)

第43条 契約者は、次の各号の一に該当するときは、当該各号に定める書類を管理者に提出しなければならない。

- (1) 物件（修繕に係る物件を含む。）を納入するとき 納品書
- (2) 契約履行の中間において検査を受ける必要があるとき 既済部分検査申込書
- (3) 工事が完成したとき 工事完成通知書
- (4) 業務が完了したとき 業務完了通知書

(監督又は検査)

第44条 管理者は、工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結したときは、契約の適正な履行を確保するため又は受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において

行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。) をするため、職員をして必要な監督又は検査をさせなければならない。ただし、契約の目的たる物件について給付の完了後相当の期間内に当該物件につき破損、変質、性能の低下その他の事故が生じたときは、取替え、補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、当該給付の内容が担保されると認められるときは、検査の一部を省略することができる。

- 2 管理者は、前項本文の場合において、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により職員に監督又は検査を行うことが困難であり又は適当でないとき認められるときは、職員以外の者に委託して当該監督又は当該検査を行わせることができる。
- 3 前項の監督の職務を行う職員は、原則として検査を行う職員と兼ねることができない。

(監督員)

第45条 前条の規定により監督を命ぜられた職員(以下「監督員」という。)の監督は、必要があるときは当該請負契約の履行について仕様書・設計書その他の関係書類に基づき、立会い、工程の管理、履行中途における工事、製造等に使用する材料の試験、検査等の方法により必要な指示をしなければならない。

- 2 前項の監督員は、監督の実施状況についての報告をしなければならない。

(検査員)

第46条 第44条の規定により検査を命ぜられた職員(以下「検査員」という。)は請負契約に係る工事、製造等の完了した旨の届出を受けたとき又は部分払の請求があったときは、その届出又は請求を受けた日から14日以内に、当該請負契約についての給付の完了確認(部分払の請求があった場合の既存部分の確認を含む。)について、契約書、仕様書、設計書、図面及びその他の関係書類に基づき、実地に検査を行わなければならない。

- 2 検査員は、物件の買入れその他の契約にかかる給付の完了した旨の届出を受けたときは、その届出の日から10日以内に契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検収を行わなければならない。
- 3 検査員は、前2項の規定による検査又は検収を行う場合において必要があるときは、破壊検査若しくは分解検査又は使用材料の試験をして、検査又は検収を行うことができる。
- 4 第1項及び前項の検査は、監督職員及び契約の相手方又はその代理人の立会いを求めて行わなければならない。

第47条 検査員は、検査をしたときはその結果を検査調書又は検収調書により管理者に報告しなければならない。

2 請負契約でその対価が130万円又は物件の買入れその他の契約でその対価が30万円を超えないものについては、請求書等の表面余白に検査済の旨並びに検査年月日及び氏名を記載しこれに押印して検査調書又は検収調書の作成に代えることができる。

(検査合格の確認)

第48条 管理者は、工事又は製造の請負の契約について検査員から検査に合格した旨の報告があったときは、確認書を契約者に交付しなければならない。

第49条 契約者は、検査員の検査の結果、合格しない部分があるときは、検査員の指定した日までにこれを補修し又は改造する等必要な措置を行い、再度検査員の検査を受けなければならない。

(検査に要する費用の負担)

第50条 検査員が検査を行うために直接必要とする費用及びその検査により取壊し、分解された部分等を復旧するための費用は、契約者の負担とする。

(目的物の引渡し等)

第51条 物件の買入れ等の契約における目的物の引渡しは、検査に合格し、管理者が指定した場所で納入したときに完了するものとする。

2 工事又は製造の請負の契約における目的物の引渡しは、第48条の規定による完成確認書を交付した日に完了するものとする。

(所有権の移転)

第52条 契約の目的物の所有権は、前条の規定による契約の目的物の引渡しの完了したときに組合に移転するものとする。

(目的物の一時使用)

第53条 管理者は、必要があるときは、契約の履行前においても契約者と協議して目的物を一時使用することができる。この場合において、契約者に損害を与えたときは、組合が賠償する。

(代価の支払)

第54条 契約代金は、管理者が給付の完了確認又は検査を終了した後、契約者から適法な支払請求書を受理した日から工事代金については40日その他の給付に対する対価については30日以内に支払うものとする。ただし、契約に特別の定めがある場合は、その定めによる。

(前金払)

第55条 土木工事、建築工事及び設備工事については、当該工事の請負人に対し、契約金額の4割を超えない範囲内で、土木建築に関する工事の設計及び調査又は測量については、当該設計及び調査又は測量の請負人に対し、契約金額の3割を超えない範囲内で、政令附則第7条の規定による前金払をすることができる。

- 2 契約者は、前項の前金払を受けようとするときは、前払金請求書に保証事業会社の交付する保証証書を添えて管理者に提出しなければならない。
- 3 前払金の支払をした後において、設計変更その他の理由により契約金額を変更した場合において、変更後の契約金額が変更前の契約金額の2割以上増減したときは、当該変更後の金額に応じて前払金を追加払し、又は返還させることができる。
- 4 前払金の支払を受けた者が、次の各号の一に該当する場合は、既に支払った前払金を返還させるものとする。
 - (1) 保証事業会社との間の保証契約が解約されたとき。
 - (2) 組合との間の工事請負契約が解約されたとき。
 - (3) 前払金を当該前払金に係る工事に必要な経費以外の経費の支払に充てたとき。

(部分払)

第56条 管理者は、請負契約又は物件の買入れその他の契約については、その完成前又は完納前に既済部分に応じて対価の一部を支払う特約をすることができる。

- 2 前項の場合においては、当該特約により支払う金額は、次に掲げる金額を超えないものとしなければならない。
 - (1) 工事又は製造については、次の算式により計算して得た金額

$$\text{既済部分に対応する請負代金相当額} \times \left(\frac{9}{10} - \frac{\text{前払金額}}{\text{請負代金額}} \right)$$

(2) 物件の購入については、その既納部分に対する対価に相当する額

- 3 管理者は、工事又は製造の既済部分又は物件の既納部分が明確に分割できるものにあつては前項の規定にかかわらず、既済部分又は既納部分に対する対価の全額を支払う特約をすることができる。

第57条 契約者は、建設工事について前条の規定により部分払を受けようとするときは、当該建築物について管理者を受取人とする火災保険に付し、その保険証券を管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の保険金額は、部分払の金額以上の金額とし、保険期間は管理者の指定する日までとしなければならない。

第58条 第56条第2項第1号の規定により工事の部分払をする場合は、次のとおりとする。ただし、特別の場合は、この限りでない。

- (1) 契約金額 500万円以上 1,000万円未満 1回以内
- (2) 契約金額1,000万円以上 5,000万円未満 2回以内
- (3) 契約金額5,000万円以上 3回以内

第7章 工事請負

(工事の着工)

第59条 契約者は、契約締結の日から7日以内に着工（着手）届に工程表を添えて管理者に提出しなければならない。ただし、契約金額が130万円未満の工事については、工程表の提出を省略させることができる。

2 契約者は、契約期限を変更したときは、工程表を新たに作成して管理者に提出しなければならない。

3 契約者は、着工（着手）届に記載した日までに工事に着工しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりその日までに工事に着工できないときは、その旨を文書により管理者に届け出て承認を受けなければならない。

(契約者の義務)

第60条 契約者は、常時工事現場にあって監督員の監督及び指示を受け、工事現場の取締り及び工事に関する一切の事項を処理しなければならない。

(現場代理人及び主任技術者の設置)

第61条 契約者が自ら常時工事現場にあることができないときは、現場代理人を定めて前条の事務を処理させることができる。

2 契約者は、工事現場における工事の施行の技術上の管理をつかさどる主任技術者を定めなければならない。

3 主任技術者は、現場代理人を兼ねることができる。

4 契約者は、現場代理人又は主任技術者を定めたときは、文書により管理者に届け出なければならない。

(工所用材料の検査等)

第62条 契約者は、工所用材料はすべて検査員の検査を受け、合格したものでなければ使用してはならない。

2 契約者は、検査の結果不合格と決定された工所用材料は、速やかに工事現場外に搬出しなければならない。

3 契約者は、工事現場に搬入した工所用材料で検査に合格したものを工事現場外に搬出することはできない。ただし、緊急やむを得ない理由により管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(材料の調合等)

第63条 契約者は、工所用材料で調合又は試験を要するものについては、監督員の立合いの下に調合又は試験をしたものでなければ使用することができない。

2 前項の調合については、見本検査によることを適当と認めるものについては、これによることができる。

3 監督員は、前2項の規定に違反して施行された工事の部分を解かせて再施行させることができる。

(支給材料及び貸与品)

第64条 管理者は、必要により工事中材料を支給し又は機械器具等を貸与することができる。

2 契約者は、工事中材料の支給を受けたときは受領書を、貸与品の貸与を受けたときは借用書を管理者に提出しなければならない。

3 契約者は、貸与品の使用が終わったとき又は支給された工事中材料で不用となったものがあるときは、直ちに管理者に返納しなければならない。

4 契約者は、故意又は過失によって貸与品又は支給を受けた工事中材料をき損し又は滅失したときは、管理者の指定する期限までに代品を納め又は補修し若しくは損害を賠償しなければならない。

(水中又は地下の工事)

第65条 契約者は、水中又は地下に埋設する工事その他完成後、外部から検査することができない工事は、監督員の立会いの下に施行しなければならない。

2 前項の規定に違反して施行した工事については、第63条第3項の規定を準用する。

(安全確保の義務)

第66条 契約者は、工事施行中監督員の指示により又は自らの判断により公衆の安全を図るため必要な処置を講じなければならない。

(第三者の損害)

第67条 契約者は、工事の施行について第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負わなければならない。ただし、管理者の責めに帰する理由による場合は、この限りでない。

第68条 契約者は、天災その他不可抗力によって既済部分又は検査済工事中材料について損害を生じたときは、直ちにその状況を文書により管理者に通知しなければならない。

2 管理者は、前項の通知を受けたときは、その事実を調査し、必要があると認めるときは、その損害額の一部を負担することができる。

3 前項の損害額は、保険金その他補てんすべき金額を控除した金額とする。

第8章 物件の売買

(物件の引取り)

第69条 物件の買受人は、買受代金を納付した後でなければその物件を引き取ることができない。ただし、契約で特に定める場合は、この限りでない。

(費用の負担)

第70条 物件の引取りに要する費用は、買受人の負担とする。ただし、契約で特に定める場合は、この限りでない。

第9章 雑則

(委任)

第71条 この規則の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年3月31日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に改正前の規定により締結している契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の雲仙・南島原保健組合契約規則の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第38条の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。